

## マイナポイント事業 第2弾の実施について

公明党  
辻 勲

**問** マイナポイント事業は、マイナバーカードの普及と消費喚起の目的で実施されています。

総務省は、健康保険証としての利用登録や公金受取口座の登録に対するポイント付与の申請を6月30日から始めると発表しました。

第2弾が実施される事になりませんが、砂川市の今後の取組みについて伺います。

**答** 砂川市におけるマイナバーカード交付枚数は、令和4年5月1日時点までに7千557枚で交付率は45・8%です。

健康保険証としての登録のメリットですが、転職・結婚・引越しなどで、健康保険証の発行を待たずに、マイナバーカードで医療機関・薬局を利用できること、マイナポータルで薬剤情報を閲覧する事ができる。公金受取口座の登録メリットは、これまで緊急時の給付金の他、児童手当、年金、所得税の還付金等、幅広い給付金等の受取には申請書への口座情報の

記載及び通帳の写し等の添付書類が必要だが、これらの書類を省略することが出来ます。マイナポイント事業第2弾のポイント付与を受け付けるには、9月末までにマイナバーカードの申請が必要であり、6月30日が健康保険証としての登録、公金受取口座の登録によるマイナポイント付与の受付開始なので、市ホームページ、砂川市公式LINEアカウントなどを活用し、周知を図ります。また夜間の受付を開設してまいります。

記載及び通帳の写し等の添付書類が必要だが、これらの書類を省略することが出来ます。マイナポイント事業第2弾のポイント付与を受け付けるには、9月末までにマイナバーカードの申請が必要であり、6月30日が健康保険証としての登録、公金受取口座の登録によるマイナポイント付与の受付開始なので、市ホームページ、砂川市公式LINEアカウントなどを活用し、周知を図ります。また夜間の受付を開設してまいります。



ほかに、「ヤングケアラーについて」質問しました。

## 砂川市の農業の 今後について

市民の声  
小黒 弘

**問** 米価の下落、肥料の高騰など、農業にとっては厳しい状況になっていますが、砂川市内の農家戸数、農業人口、年齢構成の推移について伺います。

**答** 国の統計調査である農業センサスの推移によりますと、農家戸数では、平成12年は311戸、平成22年は239戸、令和2年は168戸。

農業人口は平成12年が445人、平成22年は419人、令和2年は281人であり、後継者不足などで離農が進み、減少傾向にあります。

また、令和2年の年齢構成は60代以上が約7割を占め、高齢化が進んでいる状況です。

**問** 農業委員会の令和3年度の意見書によりますと、合同会社すがわT.O.H.O.が今年の耕作を終えた後に解散するとあります。

これまで、砂川市の農業にとつて合同会社すがわT.O.H.O.の役割は大きかったと思われませんが、今後の砂川市の対応について伺います。

**答** 本年5月に新砂川農業組合、砂川市農業委員会、農民協議会、砂川市水稲振興会、北海道農業共済組合中空知支所、北海道土地改良区、集落代表農業者及び砂川市等で構成する砂川市農業再生協議会の役員会においても、今後発生する課題の整理や対応の方向性等について協議するとされていることから、合同会社すがわT.O.H.O.を含め関係機関等とも連携し、解散による影響を最小限に抑えられるよう努めてまいります。



そのほかに「駅前地区整備事業について」を質問しました。

## 投票環境の

### 向上策等について

新政砂川

武田 真

**問** 市内において不在者投票ができる病院・老人ホーム等の指定施設として市立病院等がありますが、指定されていない施設が市内にも複数存在しています。近く、第26回参議院議員通常選挙が執行されますが、施設入所者の投票機会確保は重要な課題です。

また、高齢者・障がい者等に配慮した投票所の整備については、かねてより市民等から要望がありました。

そこで、市内の指定施設の状況等及び高齢者・障がい者等に配慮した投票所整備の進捗状況について伺います。

**答** 市内では道選挙管理委員会より不在者投票ができる施設として市立病院等7施設が指定を受けています。道選挙管理委員会の指定施設の基準は老人ホームでは収容定員が30人以上と規定されています。この基準を満たしている施設が指定を希望する場合、市選挙管理委員会において積極的に手続き

を進めていきたいと考えています。

高齢者・障がい者等に配慮した投票所整備の進捗状況については、近年、「靴の脱ぎ履きが大変なので土足で投票できるようにして欲しい」という声があったことから、施設管理者との協議を行った結果、第26回参議院議員通常選挙において、これまでの3投票所に加え、新たに東地区コミュニティセンター1、宮川集会所の2投票所で、土足での投票が可能となったため、現在、準備を進めています。



ほかに、「自治体法務について」質問しました。

## 街路樹の今後について

創生会

多比良和伸

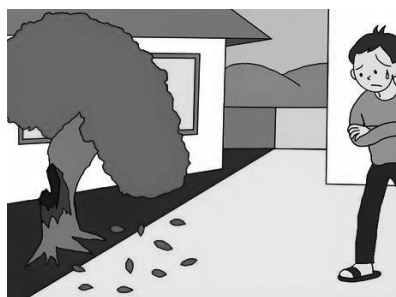
**問** 昭和49年、砂川市は「緑化都市宣言」をし、もうすぐ50年になりますが、現在、市内方々で劣化し、倒木の危険もあることから伐採されています。現在の管理状況と今後について伺います。

**答** 街路樹は景観の向上や、歩車分離、地球温暖化対策など多様な効果があります。

現在は定期的なパトロールにより街路樹の成長に合わせ計画的に剪定を進めていますが、腐食等による維持管理対応が増えています。今後も「砂川市緑の基本計画」に基づき適切な管理に努めてまいります。

### 「おてつたび」への取組みについて

**問** 「おてつたび」は「お手伝い」と「旅」を掛け合わせた取組みで、地方の働き手不足と多様性を求める旅行者の双方の希望を叶える取組みとして注目されていますが、市の考えを伺います。



**答** 自治体が取組む事例としては、主に農業や宿泊業の人手不足を解消しながら自然を活かした地域の暮らしを体験してもらい、ファンを増やす目的で実施されています。本市においても人手不足のため収穫できずに農産物を廃棄せざるを得ない、製造業が多く注文を受けても人手不足で製造できず出荷できない等の声があります。

今後とも商工会議所、新砂川農業協同組合等との情報交換や事業者訪問のなかで、人手不足の解消に繋がる手助けとなるように情報提供をしていきたいと考えます。